

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム

令和8年度 定期総会

議 案 書



ふじのくに  
パラスポーツ推進  
コンソーシアム

Shizuoka Consortium for Adaptive Sports

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム  
令和8年度 定期総会

目 次

第1号議案	規約の改正について	
	・規約の一部改正(案) . . . . .	1
	・新旧対照表 . . . . .	2
	・規約 改正後 . . . . .	6
第2号議案	役員を選任について . . . . .	12
第3号議案	企画委員を選任について . . . . .	13
第4号議案	令和7年度事業報告・決算報告(案)について	
	・令和7年度事業報告 . . . . .	14
	・令和7年度収支決算報告(案) . . . . .	19
	・監査報告 . . . . .	20
第5号議案	令和8年度事業計画・収支予算(案)について	
	・令和8年度事業計画 . . . . .	21
	・令和8年度収支予算(案) . . . . .	23

規約の一部改正（案）

【改正する規約】

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム規約

【改正する項目】

- 第6条 入会
- 第8条 退会
- 第9条 役員
- 第10条 会長等
- 第15条 総会
- 第16条 企画委員会
- 第18条 事務局
- 第19条 会計
- 第20条 運営財源
- 附則

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 規約</p> <p>第1～5条 略</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員になろうとするものは、入会申込書（電子媒体を含む。）を会長に提出し、企画委員長の承認を受けなければならない。企画委員長は、企画委員会において新規会員の入会について報告するものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会費を支払う義務を負う会員が、正当な理由なく会費未納があった場合、会長は当該年度の最終日（3月31日）をもって、当該会員を退会させることができる。</p> <p><u>再入会を妨げるものではない。</u></p>	<p>ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 規約</p> <p>第1～5条 略</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 会員になろうとするものは、入会申込書（電子媒体を含む。）を会長に提出し、事務局長の承認を受けなければならない。事務局長は、企画委員会において新規会員の入会について報告するものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会費を支払う義務を負う会員が、正当な理由なく会費未納があった場合、会長は当該年度の最終日（3月31日）をもって、当該会員を退会させることができる。</p> <p>3 前項の規程は、再入会を妨げるものではない。</p>
<p>第3章 役員等 (役員)</p> <p>第9条 この会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 専務理事 1名 (4) 監事 1名</p> <p>2 役員は、総会において会員の互選により選任する。 (会長等)</p> <p>第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においては、会長が指名した副会長が、その会務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、企画委員会の議決に基づき、この会の会務を行う。</p>	<p>第3章 役員等 (役員)</p> <p>第9条 この会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 <u>(削除)</u> (4) 監事 1名</p> <p>2 役員は、総会において会員の互選により選任する。 (会長等)</p> <p>第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においては、副会長が、その会務を代行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>

改正前	改正後
<p>4 監事は、この会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。</p> <p>第11～14条 略</p> <p>第4章 組織 (総会)</p> <p>第15条 この会に総会を置く。</p> <p>2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>3 総会は、この会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。</p> <p>4 総会は、企画委員会の構成員として企画委員を選任する。</p> <p>5 総会は、会員の過半数の出席（オンライン参加、代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。</p> <p>6 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p>7 総会は、会長が招集し、議長を務める。</p> <p>8 会長が必要と認めるときは、書面による審議及び決議をもって開催することができる。</p> <p>9 書面による総会の議事は、書面による意思表示の3分の2の同意をもって決するものとする。</p> <p>(企画委員会)</p> <p>第16条 この会に企画委員会を置く。</p> <p>2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成する。</p> <p>3 企画委員会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (2) 総会に付議すべき事項 (3) ワーキンググループの設置に関する事項 (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって</p>	<p>3 監事は、この会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。</p> <p>第11～14条 略</p> <p>第4章 組織 (総会)</p> <p>第15条 この会に総会を置く。</p> <p>2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>3 総会は、この会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。</p> <p>4 総会は、企画委員会の構成員として企画委員を選任する。</p> <p>5 総会は、会員の過半数の出席（オンライン参加、代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。</p> <p>6 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p>7 総会は、会長が招集し、議長を務める。なお、会長が不在のときは、会長が指名する者が議長を務める。</p> <p>8 会長が必要と認めるときは、書面による審議及び決議をもって開催することができる。</p> <p>9 書面による総会の議事は、書面による意思表示の3分の2の同意をもって決するものとする。</p> <p>(企画委員会)</p> <p>第16条 この会に企画委員会を置く。</p> <p>2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成する。</p> <p>3 企画委員会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の議決事項に関すること (2) 総会に付議すべき事項 (3) ワーキンググループの設置に関する事項 (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項</p> <p>4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって</p>

改正前	改正後
<p>成立する。</p> <p>5 企画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>6 企画委員会の委員長は、専務理事をもって充てるものとする。</p> <p>7 企画委員長は、必要があると認めるときは、企画委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>8 その他必要な事項は、企画委員長が企画委員会の議を経て別に定める。</p> <p>第17条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第18条 この会の事務を処理するため、公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会に事務局を置く。</p> <p>第5章 会計 (会計年度)</p> <p>第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(運営財源)</p> <p>第20条 この会の運営財源は、会員が負担する会費その他収入をもって充てる。</p> <p>第21～23条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和5年8月30日より施行する。</p> <p>2 設立年度の会計年度は、設立日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 設立年度における第13条に定める役員の任期は、2年以内に開催する定期総会までの任期とする。</p> <p>4 この会の最初の会長は中西勝則及び副会長は大須賀神晃、出野勉とする。</p> <p>5 この会の最初の専務理事は杉山金吾とする。</p> <p>6 この会の最初の監事は秋本啓子とする。</p>	<p>成立する。</p> <p>5 企画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>6 企画委員会の委員長は、企画委員の互選により選任する。</p> <p>7 企画委員長は、必要があると認めるときは、企画委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>8 その他必要な事項は、企画委員長が企画委員会の議を経て別に定める。</p> <p>第17条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第18条 この会の事務を処理するため、静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第5章 会計 (会計)</p> <p>第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>2 この会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(運営財源)</p> <p>第20条 この会の運営財源は、負担金及び会員が負担する会費その他収入をもって充てる。</p> <p>第21～23条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和5年8月30日より施行する。</p> <p>2 設立年度の会計年度は、設立日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 設立年度における第13条に定める役員の任期は、2年以内に開催する定期総会までの任期とする。</p> <p>4 この会の最初の会長は中西勝則及び副会長は大須賀神晃、出野勉とする。</p> <p>5 この会の最初の専務理事は杉山金吾とする。</p> <p>6 この会の最初の監事は秋本啓子とする。</p>

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規約の改正は、令和6年5月27日より施行する。</p> <p>この規約の改正は、令和7年6月5日より施行する。</p>	<p>7 令和8年 月 日をもって、専務理事を廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の改正は、令和6年5月27日より施行する。</p> <p>この規約の改正は、令和7年6月5日より施行する。</p> <p>この規約の改正は、令和8年 月 日より施行する。</p>

## ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会の名称は「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)という。

#### (事務所)

第2条 この会は、事務所を静岡県静岡市内に置く。

#### (目的)

第3条 この会は、静岡県パラスポーツ推進協議会の提言を受けて、パラスポーツの推進策を実践・支援し、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーを創出するとともに、パラスポーツを通じて共生社会の実現やSDGs(「持続可能な開発目標」をいう。)の達成などの社会課題を解決することにより、スポーツを通じた多様性のある社会を実現することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各会員におけるパラスポーツの振興
- (2) 会員間で共通する課題に対する解決策等の検討及び取組
- (3) 会員間の課題・研究等の情報共有、相互啓発、連携強化
- (4) パラスポーツの取組事例の情報発信・展開・普及
- (5) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (会員)

第5条 この会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同する地域団体、企業、スポーツ関係団体、医療・リハビリ機関、福祉団体、教育機関、パラスポーツファン、アスリート、指導者、有識者等の団体又は個人
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同する国、地方公共団体及び事業を賛助するために入会した団体又は個人

#### (入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書(電子媒体を含む。)を会長に提出し、事務局長の承認を受けなければならない。事務局長は、企画委員会において新規会員の入会について報告するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、別表に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会費を支払う義務を負わない。

(退会)

第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 会費を支払う義務を負う会員が、正当な理由なく会費未納があった場合、会長は当該年度の最終日(3月31日)をもって、当該会員を退会させることができる。

3 前項の規程は、再入会を妨げるものではない。

4 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 役員等(会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### 第3章 役員等

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 役員は、総会において会員の互選により選任する。

(会長等)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においては、副会長が、その会務を代行する。

3 監事は、この会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(役員解任)

第11条 第9条に定める役員は、総会の議決によって解任することができる。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、企画委員会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は企画委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(報酬)

第14条 役員はいずれも無報酬とする。

## 第4章 組織

(総会)

第15条 この会に総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたとときに開催する。

3 総会は、この会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

4 総会は、企画委員会の構成員として企画委員を選任する。

5 総会は、会員の過半数の出席（オンライン参加、代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 総会は、会長が招集し、議長を務める。なお、会長が不在のときは、会長が指名する者が議長を務める。

- 8 会長が必要と認める場合は、書面による審議及び決議をもって開催することができる。この場合において、総会の成立は、会員の過半数からの書面による意思表示をもって満たすものとする。
- 9 書面による総会の議事は、書面による意思表示の3分の2の同意をもって決するものとする。

(企画委員会)

第16条 この会に企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成する。
- 3 企画委員会は、次の職務を行う。
  - (1) 総会の議決事項に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) ワーキンググループの設置に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項
- 4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 企画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 企画委員会の委員長は、企画委員の互選により選任する。
- 7 企画委員長は、必要があると認めるときは、企画委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 その他必要な事項は、企画委員長が企画委員会の議を経て別に定める。

(ワーキンググループ)

第17条 第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、その活動の円滑な推進を図るため、企画委員会の議を経て費用の負担、方針の決定その他について自ら規程を定めることができる。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 会計

(会計)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 この会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運営財源)

第20条 この会の運営財源は、負担金及び会員が負担する会費その他収入をもって充てる。

## 第6章 その他

(情報の利用制限)

第21条 会員は、企画委員会が承認した場合を除き、コンソーシアムの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(損害賠償)

第22条 この会が会員を対象に実施する事業等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、又はその他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、静岡県及びコンソーシアム会員は負担しない。

(雑則)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、企画委員会において定める。

## 附 則

- 1 この規約は、令和5年8月30日より施行する。
- 2 設立年度の会計年度は、設立日から翌年3月31日までとする。
- 3 設立年度における第13条に定める役員任期は、2年以内に開催する定期総会までの任期とする。
- 4 この会の最初の会長は中西勝則及び副会長は大須賀紳晃、出野勉とする。
- 5 この会の最初の専務理事は杉山金吾とする。
- 6 この会の最初の監事は秋本啓子とする。
- 7 令和8年 月 日をもって、専務理事を廃止する。

## 附 則

この規約の改正は、令和6年5月27日より施行する。

この規約の改正は、令和7年6月5日より施行する。

この規約の改正は、令和8年 月 日より施行する。

会費表

別表

	区分	年会費
正会員	団体会員	10,000円/1口
	個人会員	2,000円/1口

第2号議案

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 役員（案）

（令和8年6月9日）

役 職	会員団体（役職）	氏 名
会 長	静岡県副知事	平木 省
副会長	株式会社静岡新聞社 代表取締役社長 静岡放送株式会社 取締役社長	大須賀 紳晃
監 事	静岡県サッカー協会グループ エコパハウス ゼネラルマネージャー	藤原 直宏

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム  
企画委員会委員（案）

役 職	会員団体（役職）	氏 名	新任
企画委員長	静岡パラ陸上競技協会 理事長	杉山 金吾	
企画委員	静岡県スポーツ・文化観光部 部長代理	川口 茂則	○
企画委員	株式会社 VELTEX スポーツエンタープライズ 顧問	大橋 弘	
企画委員	公益財団法人静岡県スポーツ協会 事務局長	花崎 武彦	○
企画委員	さくら健康管理メディカルクリニック 院長	中山 理	
企画委員	静岡県障害者スポーツ指導者協議会 顧問	大胡田 茂夫	
企画委員	公益社団法人静岡県理学療法士会 会長	小林 敦郎	
企画委員	しずぎんハートフル株式会社 代表取締役社長	東島 香織	
企画委員	株式会社 SBS プロモーション 代表取締役社長	小澤 誠	○
企画委員	一般社団法人パラスポーツ推進ネットワーク 理事・事務局長	平山 豊	
企画委員	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 専務理事兼事務局長	秋本 啓子	

## 令和7年度 事業報告（案）

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）


### 1 会員事業支援

- (1) 会員が実施するパラスポーツ事業等の情報や案内を SNS 等を用いて発信した。
- (2) 会員の活動のうち、申請のあったものをコンソーシアム認証事業として認定した。
- (3) 会員開催事業への「ふじのくにパラスポーツ応援隊」派遣による事業支援を行った。

### 2 ワーキンググループ開催

#### (1) 環境整備ワーキンググループ

ワーキンググループでの検討を踏まえ、静岡県により、障害者利用実績のある施設をまとめたポータルサイトを開設した。

項目	内容
施設情報ポータルサイト開設	<p>「静岡県パラスポーツナビ」 ※掲載施設数：97 施設（令和8年4月1日時点）</p> <p>▼トップページ</p> 

#### (2) アスリート強化ワーキンググループ

障害のある方を対象とした基礎体力測定会や、パラスポーツの現場で活動する方に向けたオンラインセミナーを実施した。

項目	内容
パラアスリート発掘測定会	<p>日程：令和8年1月18日（日）</p> <p>会場：聖隷三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンターアリーナ</p> <p>内容：医師・理学療法士による運動状況・健康状態ヒアリング 体力測定8項目（握力、立ち幅跳び、20m走等） 理学療法士による個別運動指導</p>

項目	内容
オンラインセミナー	<p>○第1回 令和8年2月12日(木) 「スポーツ栄養学」 講師：清水美晴氏 (JA 静岡厚生連中伊豆温泉病院 理学療法士)</p> <p>○第2回 令和8年2月20日(金) 「動作を鍛える～姿勢と体幹からはじめる動作トレーニング～」 講師：赤岩龍士氏 (富士パレリテーション大学校、日本パラスポーツ協会公認パラスポーツトレーナー)</p> <p>○第3回 令和8年2月26日(木) 「パラスポーツにおける怪我と熱中症～予防から初期対応まで～」 講師：小林敦郎氏 (静岡県理学療法士会 会長)</p>

アスリート強化ワーキンググループ 実施事業チラシ

**パラアスリート発掘測定会**

2026.1.18(日) 13:30~16:00 聖隷三方原病院

※個別の体力測定や専門スタッフの個別相談を通して、スポーツを始めたい方のきっかけづくりをサポートします。

【実施内容】

- ▶ 筋力測定
- ▶ 筋耐力測定
- ▶ 立ち幅跳び
- ▶ 20m走
- ▶ 3分歩数

【参加費】無料

【お問い合わせ】聖隷三方原病院 理学療法科 受付

**パラスポーツオンラインセミナー**

参加無料

パラスポーツの発展に貢献する専門家から、日々の練習のヒントが見つかる！

2/12(木) 19:00-20:00 「スポーツ栄養学」

2/20(金) 19:00-20:00 「動作を鍛える～姿勢と体幹からはじめる動作トレーニング～」

2/26(木) 19:00-20:00 「パラスポーツにおける怪我と熱中症～予防から初期対応まで～」

【申し込み】

手続フォームまたはPAR(連携)からお申し込みください


【お問い合わせ】

PAR事務局 053-421-1111

(3) 裾野拡大ワーキンググループ

情報発信強化のため、公式ホームページの開設及びSNSを活用した広報を実施した。

項目	内容
公式HP公開	<p>公式HP開設。認証事業やコンソーシアムが実施する事業等を掲載。</p> <p>▼トップページ</p>

項目	内容
SNS広報	<p>公式 Instagram にて競技団体の紹介リール動画を作成・発信。 令和8年1～3月にかけて計6回投稿。昨年度末と比較し、フォロワーが大幅に増加した。 ※ 726人 (R7.3末時点) →1,958人 (R8.4末時点) [+1,232人]</p> <p>▼Instagram リール動画投稿画面</p> 

### 3 マッチング支援

交流会として、「チームプラスポしずおか交流会 2026」を開催した。

項目	内容
目的	会員が連携してパラスポーツに取り組んだ事例から、成果・課題・展望やコンソーシアムの目指す姿を共有し、参加者同士の交流・情報交換の促進を図る。
開催日	令和8年2月19日(木) 午後2時～午後4時
会場	グランシップ 6階 交流ホール
参加者数	148名(役員・企画委員含む)
登壇者 (企業・団体)	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟、日本生命保険相互会社、静岡県車椅子バスケットボールクラブ、清水クロス、三井住友海上火災保険(株)、(株)静岡銀行、(公財)東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部
登壇者 (アスリート)	東京2025デフリンピック自転車競技男子個人ロードレース銅メダル 藤本 六三志 選手

#### 4 普及・広報活動

##### ▼令和7年度 ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 認証事業一覧

No	開催日	事業の名称	申請団体
1	4/10~12	パラ水泳 ワールドシリーズ富士・静岡 2025	(一社)日本パラ水泳連盟
2	4/19	令和7年度春季静岡県障害者陸上競技記録会	静岡県パラ陸上競技協会
3	9/7~12/21	第26回静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」	(公財)静岡県障害者スポーツ協会
4	4/27	レヴズパラスポーツひろば	静岡ブルーレヴズ株式会社
5	5/30~6/1	静波パラサーフィンフェスタ 2025	(一社)静波パラサーフィンフェスタ
6	8/3	パラベースボールフェスティバル in Shizuoka	静岡ドリームス(中部東海身体障害者野球連盟静岡支部)
7	8/3	デフリンピックを応援しよう!	静岡県
8	8/9	第3回パラスポーツフェスティバル IN FUKUROI	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟
9	8/2, 12/6, 2/	東部 de スポーツ	ユニソック合同会社
10	10/11, 12	ユニバーサルスポーツフェスタ 2025	株式会社テレビ静岡
11	8/28	障がい者スポーツ講演会	磐田市(スポーツのまち推進課)
12	8/30	みんなで TRY! パラスポーツ夏フェス in 駅前銀座	静岡スポーツ共創プロジェクト
13	11/22	第6回東部パラフットボールフェスティバル・第3回コアレックス杯	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟
14	11/5~9	Japan パラバドミントン国際大会 2025	静岡市(スポーツ振興課)
15	11/8, 9	第22回 DREAM-CUP	静岡ドリームス(中部東海身体障害者野球連盟静岡支部)
16	12/7, 1/31, 2	みんなでスポーツ教室	(公財)静岡県障害者スポーツ協会
17	1/24	静岡県パラアスリート発掘競技体験プログラム	(公財)静岡県障害者スポーツ協会
18	12/6	第70回浜松障がい者「すまいる」スポーツ大会	浜松市(スポーツ振興課)
19	12/13, 14	第2回 Challenge to インクルーシブ in 浜松	浜松市(スポーツ振興課)
20	11/23	ブラインドサッカー地域リーグ2025 中日本リーグ in 静岡	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟
21	2/22	みんなの運動会 in IWATA	磐田市(スポーツのまち推進課)
22	1/10, 11	第11回静岡パラフットボールフェスティバル	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟
23	3/22	エコパチャレンジカップ 2026	車椅子ソフトボール静岡 REX
24	2/28	NTT 西日本「ふれあい陸上教室」	NTT 西日本(株)静岡支店
25	3/14, 20	スポーツ用車椅子で「新しい遊び」をつくろう	(株)マクルウ
26	3/27	アンブティサッカーガネーシャ静岡 若杉幸治選手講演会	NPO 法人静岡 FID サッカー連盟
27	3/28	レヴズパラスポーツひろば	静岡ブルーレヴズ株式会社

## 5 その他事業

### (1) 定期総会の開催

項目	内容
開催日	令和7年6月5日(木)
会場	グランシップ 会議ホール「風」
出席者数	233人(委任状含) ※会員総数351人

### (2) 企画委員会の開催

回次	開催日	主な内容
第1回	令和7年4月25日	・令和6年度の事業報告 ・定期総会の開催について
第2回	令和7年6月5日	・R7定期総会について
第3回	令和7年8月4日	・令和8年度以降の方針について
第4回	令和7年11月5日	・令和8年度以降の方針について ・交流会の開催について
第5回	令和8年3月23日	・R7事業報告、R8事業計画について ・R8定期総会について

### (3) 会員の募集

コンソーシアムのPRを継続的に行い、入会促進を図った。

▼会員数(令和8年3月31日時点)

会員区分		会員数			
		R5	R6	R7	前年度比
正会員	団体	81	100	105	5
	個人	147	170	174	4
賛助会員	団体	40	40	40	0
	個人	40	41	40	-1
会員総数		308	351	359	8

令和7年度 収支決算報告(案)  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

収支決算 収入総額 11,139,176 円  
 支出総額 8,787,929 円  
 差引残高 2,351,247 円  
 差引残高 2,351,247 円は次年度に繰越します。

(収入の部)

単位:円

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
会費収入	3,600,000	2,124,000	△ 1,476,000	
団体	3,000,000	1,990,000	△ 1,010,000	10,000円×199口
個人	600,000	134,000	△ 466,000	2,000円×67口
補助金	6,460,000	6,460,000	0	
官民連携コンソーシアム	6,460,000	6,460,000	0	県補助金
雑収入	100	5,146	5,046	預金利息
当期収入合計	10,060,100	8,589,146	△ 1,470,954	
前期繰越収入差額	2,550,030	2,550,030	0	
収入合計	12,610,130	11,139,176	△ 1,470,954	

(支出の部)

単位:円

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
1 会員事業支援	300,000	0	△ 300,000	
会員活動のサポート	300,000	0	△ 300,000	
2 ワーキンググループ開催	660,000	90,580	△ 569,420	
環境整備ワーキング開催経費	220,000	0	△ 220,000	
アスリート強化ワーキング開催経費	220,000	61,880	△ 158,120	委員旅費・日当
裾野拡大ワーキング開催経費	220,000	28,700	△ 191,300	委員旅費・日当
3 マッチング支援	3,000,000	1,000,000	△ 2,000,000	
会員のマッチング支援	1,500,000	0	△ 1,500,000	
交流会等の開催	1,500,000	1,000,000	△ 500,000	チームプラスポしずおか交流会委託
4 環境整備の促進	200,000	0	△ 200,000	
障害者スポーツセンター検討等	200,000	0	△ 200,000	
5 アスリート発掘・育成・支援	500,000	257,039	△ 242,961	
静岡県パラアスリート発掘測定会	500,000	167,039	△ 332,961	会場使用料、理学療法士旅費・日当
セミナー	0	90,000	90,000	講師謝礼
6 裾野拡大活動	1,000,000	1,014,750	14,750	
SNS更新運営費用	400,000	990,000	590,000	
ホームページの更新・管理	600,000	24,750	△ 575,250	HP管理費
7 管理費	6,950,130	6,425,560	△ 524,570	
会議費	520,000	544,220	24,220	
定期総会開催経費	350,000	353,420	3,420	会場使用料、印刷製本費、委員旅費・日当 等
企画委員会開催経費	170,000	190,800	20,800	委員旅費・日当
団体管理費	6,070,000	5,881,340	△ 188,660	
人件費	5,100,000	5,100,000	0	コンソーシアム事務局
共益費	550,000	720,000	170,000	共益費、通信運搬費、印刷製本費 等
通信運搬費	180,000	0	△ 180,000	
公租公課費	60,000	0	△ 60,000	
雑費	180,000	61,340	△ 118,660	手数料、名刺作成 等
予備費	360,130	0	△ 360,130	
R7年度支出計		8,787,929		
翌年度繰越金	0	2,351,247	2,351,247	

(監) 吉野 稔 文 明 更 替 7 研 究  
監 査 報 告

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム


会長 中西 勝則 殿

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の会計の収支決算書及び諸帳簿を監査した結果、適正に処理されていることを確認いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

令和8年5月11日

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム

監事

藤原直典 

## 令和8年度 事業計画(案)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

本コンソーシアムは、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーの創出と共に、パラスポーツを通じた共生社会を実現することを目指し設立しました。

設立4年目となる本年度は、会員の皆様が情報を交換し、パラスポーツの取組を実践・支援するプラットフォームとして、情報発信、会員交流・マッチング促進に取り組みます。

### 1 会員事業支援

- (1) 会員等が実施するパラスポーツのイベント等を把握し、積極的に認証事業として位置付け、当コンソーシアムHPやSNSを活用し広く会員及び県民に広報する。
- (2) 認証事業の企画・運営に際して会員からの相談に対応する。

### 2 裾野拡大ワーキンググループ開催

- ・パラスポーツの情報発信について検討する。
- ・令和8年度は3回程度の開催を予定。

<想定検討事項>

- ①効果的な普及・広報策の検討
- ②SNS等を活用した情報発信策の検討

### 3 会員交流・マッチング支援

交流会等を通じて、会員間での積極的な連携・情報交換や、先進的な取組の横展開が促進されるよう支援する。

#### (1) ニーズ、シーズの把握

令和7年度に実施したアンケート調査をもとに、会員のニーズ、シーズを把握。

#### (2) 会員参加型イベント・交流会の開催

会員が主体的に参加または運営に関わるイベントや、会員同士のマッチングに繋がる交流会を実施する。

### 4 普及・広報活動

コンソーシアムの活動及び県内のパラスポーツ情報等を、会員及び県民に対して広く発信する。

#### (1) HP等による情報発信

裾野拡大ワーキンググループと連携し、コンソーシアムHP・SNS等を活用し、会員をはじめ県民に広く情報を提供する。

#### (2) ロゴマークの普及

会員のロゴマーク活用を促進し、コンソーシアム及びパラスポーツの普及を図る。

(3) 県内競技団体向け支援策の検討・実施

県内パラスポーツ競技団体の活動支援・コンソーシアムへの入会促進策を検討する。

5 その他事業

(1) 定期総会の開催

- ・日時 令和8年6月9日(火) 13:00~15:00
- ・会場 静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)

(2) 企画委員会の開催

- ・年3回程度開催予定。
- ・必要に応じて開催することとし、併せてワーキンググループの検討・進捗状況の把握等を行う。

(3) 会員の募集

- ・コンソーシアムのPRを継続的に行い、引き続き入会の促進を図る。

**令和8年度 収支予算書(案)**  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(収入の部)

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会費収入	2,000,000	3,600,000	△ 1,600,000	
団体	1,850,000	3,000,000	△ 1,150,000	
個人	150,000	600,000	△ 450,000	
補助金	0	6,460,000	△ 6,460,000	
官民連携コンソーシアム	0	6,460,000	△ 6,460,000	
負担金	2,710,000	0	2,710,000	
静岡県	2,710,000	0	2,710,000	
雑収入	100	100	0	利息
当期収入合計	4,710,100	10,060,100	△ 5,350,000	
前期繰越収入差額	2,351,247	2,550,030	△ 198,783	
収入合計	7,061,347	12,610,130	△ 5,548,783	

(支出の部)

単位:円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 会員事業支援	300,000	300,000	0	
会員活動のサポート	300,000	300,000	0	
2 ワーキンググループ開催	150,000	660,000	△ 510,000	
環境整備ワーキング開催経費	0	220,000	△ 220,000	
アスリート強化ワーキング開催経費	0	220,000	△ 220,000	
裾野拡大ワーキング開催経費	150,000	220,000	△ 70,000	会議室・旅費・報償費
3 マッチング支援	3,000,000	3,000,000	0	
会員のマッチング支援	2,000,000	1,500,000	500,000	
交流会等の開催	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	
4 環境整備の促進	0	200,000	△ 200,000	
障害者スポーツセンター検討等	0	200,000	△ 200,000	
5 アスリート発掘・育成・支援	0	500,000	△ 500,000	
静岡県パラアスリート発掘競技体験会	0	500,000	△ 500,000	
6 裾野拡大活動	2,300,000	1,000,000	1,300,000	
普及啓発	2,200,000	400,000	1,800,000	
ホームページの更新・管理	100,000	600,000	△ 500,000	
7 会議費	500,000	520,000	△ 20,000	
定期総会開催経費	300,000	350,000	△ 50,000	
企画委員会開催経費	200,000	170,000	30,000	
8 団体管理費	380,000	6,070,000	△ 5,690,000	
人件費	0	5,100,000	△ 5,100,000	
共益費	0	550,000	△ 550,000	
通信運搬費	90,000	180,000	△ 90,000	
印刷製本費	200,000	0	200,000	
公租公課費	60,000	60,000	0	所得税等
雑費	30,000	180,000	△ 150,000	振込手数料等
9 予備費	431,347	360,130	71,217	
当期支出合計	7,061,347	12,610,130	△ 5,548,783	
当期収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	